

平成27年第3回臨時会

鋸南町議会会議録

平成27年5月1日

鋸南町議会

平成27年第3回鋸南町議会臨時会議案一覧表

選挙第1号	議長の選挙について
指定第1号	議席の指定
選挙第2号	副議長の選挙について
選任第1号	鋸南町議会常任委員会委員の選任について
選任第2号	鋸南町議会運営委員会委員の選任について
選挙第3号	安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
選挙第4号	鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙について
選挙第5号	千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
推薦第1号	鋸南町農業委員会委員の推薦について
議案第1号	鋸南町監査委員の選任について
議案第2号	鋸南町消防委員会委員の選任について
議案第3号	鋸南町消防委員会委員の選任について
議案第4号	専決処分の承認を求めることについて (鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第5号	専決処分の承認を求めることについて (鋸南町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
議案第6号	専決処分の承認を求めることについて (鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について

平成 27 年第 3 回 鋸南町議会臨時会 会議録目次

招集告示	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣言	5
仮議席の指定	5
議長の選挙	5
追加議事日程	8
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
諸般の報告	10
副議長の選挙	11
鋸南町議会常任委員会委員の選任	14
鋸南町議会運営委員会委員の選任	15
安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙	17
鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙	18
千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	19
鋸南町農業委員会委員の推薦	20
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	23
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	29
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
追加議事日程	33
議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について	34
閉会の宣言	34

鋸南町告示第20号

平成27年第3回鋸南町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成27年4月28日

鋸南町長 白石 治 和

記

1. 期 日 平成27年5月1日（金） 午前10時
2. 場 所 鋸南町役場議場
3. 付議事件
 - (1) 議長選挙について
 - (2) 副議長選挙について
 - (3) 鋸南町議会常任委員会委員の選任について
 - (4) 鋸南町議会運営委員会委員の選任について
 - (5) 安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
 - (6) 鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙について
 - (7) 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
 - (8) 鋸南町農業委員会委員の推薦について
 - (9) 鋸南町監査委員の選任について
 - (10) 鋸南町消防委員会委員の選任について
 - (11) 鋸南町消防委員会委員の選任について
 - (12) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について)
 - (13) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
 - (14) 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)

平成27年第3回鋸南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成27年5月1日 午前10時00分開会

- 1 臨時議長紹介
 - 2 臨時議長あいさつ
 - 3 町長あいさつ
 - 4 町執行部職員紹介
 - 5 議員自己紹介
- 日程第1 仮議席の指定について
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙について

平成27年第3回鋸南町議会臨時会追加議事日程〔第1号の追加1〕

平成27年5月1日

- 追加日程第1 指定第1号 議席の指定について
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定
- 追加日程第4 諸般の報告
- 追加日程第5 選挙第2号 副議長の選挙について
- 追加日程第6 選任第1号 鋸南町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第7 選任第2号 鋸南町議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第8 選挙第3号 安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第9 選挙第4号 鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙について
- 追加日程第10 選挙第5号 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第11 推薦第1号 鋸南町農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第12 議案第1号 鋸南町監査委員の選任について
- 追加日程第13 議案第2号 鋸南町消防委員会委員の選任について
- 追加日程第14 議案第3号 鋸南町消防委員会委員の選任について

- 追加日程第 15 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 追加日程第 16 議案第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 追加日程第 17 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について)

追加議事日程〔第 1 号の追加 2〕

平成 27 年 5 月 1 日

- 追加日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (12 名)

- | | |
|------------------|----------------|
| 1 番 田 久 保 浩 通 君 | 2 番 青 木 悦 子 君 |
| 3 番 笹 生 久 男 君 | 4 番 渡 邊 信 廣 君 |
| 5 番 小 藤 田 一 幸 君 | 6 番 緒 方 猛 君 |
| 7 番 鈴 木 辰 也 君 | 8 番 黒 川 大 司 君 |
| 9 番 伊 藤 茂 明 君 | 10 番 笹 生 正 己 君 |
| 11 番 平 島 孝 一 郎 君 | 12 番 三 国 幸 次 君 |

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	白 石 治 和 君	副 町 長	川 名 吾 一 君
教 育	長	富 永 清 人 君	総務企画課長	菊 間 幸 一 君
税務住民課長		福 原 傳 夫 君	保健福祉課長	渡 邊 昌 廣 君
地域振興課長		飯 田 浩 君	教 育 課 長	前 田 義 夫 君
水 道 課 長		山 崎 友 之 君	会 計 管 理 者	三 瓶 睦 君
総務管理室長		石 井 肇 君	監 査 委 員	川 名 洋 司 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局

事 務 局 長	増 田 光 俊	書	記 醍 醐 陽 子
---------	---------	---	-----------

…………… 開 会 ・ 10時08分 ……………

〔開会のベルが鳴る〕

◎開会の宣言

○臨時議長（緒方 猛君）

ただいまの出席議員は12名です。

定足数に達しておりますので、平成27年第3回鋸南町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（緒方 猛君）

日程第1「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

御確認ください。

◎議長の選挙

○臨時議長（緒方 猛君）

日程第2 選挙第1号「議長の選挙」を行います。

選挙の方法は投票と指名選挙の方法がありますが。

ごめんなさい。

指名推薦の方法がありますが、投票により行ないます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（緒方 猛君）

御異議なしの声があります。

御異議なしと認めます。

よって、選挙は投票で行います。

議場を一旦閉鎖します。

〔議場の閉鎖〕

○臨時議長（緒方 猛君）

ただいまの出席議員は、12名です。

立会人を指名いたします。

鋸南町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に渡邊廣信君。

信廣君、ごめんなさい、信廣君。

鈴木辰也君を指名いたします。

次に投票用紙を配布いたします。

念のために申し上げますが、投票は単記無記名でお願いいたします。

配布を今からいたします。

[投票用紙の配布]

○臨時議長（緒方 猛君）

確認いたします。

投票用紙の漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（緒方 猛君）

配布漏れがないことを認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人、事務局長お願いします。

[立会人、事務局長により点検]

○臨時議長（緒方 猛君）

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に登壇いただいて投票をお願いいたします。

議会事務局長 増田光弘君、光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

それでは、点呼を行います。

1番 田久保浩通議員、2番 青木悦子議員、3番 笹生久男議員、4番 渡邊信廣議員、5番 小藤田一幸議員、7番 鈴木辰也議員、8番 黒川大司議員、9番 伊藤茂明議員、10番 笹生正己議員、11番 平島孝一郎議員、12番 三国幸次議員、6番 緒方猛議員。

○臨時議長（緒方 猛君）

投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（緒方 猛君）

投票漏れのないことを認めます。

以上で投票を終わります。

これより、開票を行います。

渡邊信廣君、鈴木辰也君、開票の立会いをお願いいたします。

○臨時議長（緒方 猛君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票数 12 票、無効投票数 0。

有効投票数のうち、伊藤茂明君 9 票、鈴木辰也君 3 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。

よって、伊藤茂明君が議長に当選されます。

議場の開閉を解きます。

閉鎖を解きます。

[議場の閉鎖解除]

○臨時議長（緒方 猛君）

ただいま、議長に当選されました伊藤茂明君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました伊藤茂明君に、御挨拶をお願いいたします。

壇上にて。

演壇にてお願いいたします。

よろしくどうぞ。

[新議長 登壇]

○議長（伊藤茂明）

ただいま、投票の結果議長に選任をいただきました。

御指示をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

私は前期の経験を生かしまして、議会の円滑運営にさらなる努力を続けていきたいと思うわけでございます。

どうぞ議員各位の御指導・御協力をお願いを申し上げます。

よろしく申し上げます。

さて、御存知のように鋸南町が抱えている多くの課題がございます。

人口の減少少子高齢化、そして独居の方々の増加、あるいは空き家問題、そして有害鳥獣被害の拡大、町産業の低迷、町商店街の衰退。こういう大きな課題を抱えているわけです。

しかしながら、これを即効的に解消する策、解決する策、なかなか見つからないのが現状でございます。しかしながら、私どもはこの鋸南町の将来を、この4年間で町民の皆様から託されました。

一歩でも二歩でも前進する、そういう解決策を見出さなければならない、こう考えて

いるわけでございます。

そのためには、町と議会が車の両輪となりまして、そして動輪となりまして、この鋸南町という車をけん引していかなければならないわけです。

そして、町の皆さんが安全で安心して、そして心豊かに暮らせるまちづくり、これを築いていかなければならない、こう考えているわけでございます。

その実現のためには、町当局、議員各位、そして職員の皆様、その方々が一丸となつて、心をつにしてこれに取り組んでいかなければならないと思います。

そして、町の皆さんが住んで良かった、あるいはこれから住みたい、そしてまた、町以外の方から鋸南町に住みたいと、こういう町づくりに一步一步前進をしていかなければならないと考えております。

私も力のある限り努力をさせていただきます。

どうか皆さんの御協力・御支援をいただきますことをお願い申し上げまして、議長に就任しました挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○臨時議長（緒方 猛君）

ありがとうございました。

以上で、私の臨時議長の職務を終わらせていただきます。

御協力ありがとうございました。

伊藤議長、議長席にお着きください。

〔臨時議長退席し、新議長 議長席に着く〕

◎追加議事日程

○議長（伊藤茂明）

追加議事日程を配布いたしますので、暫時休憩をいたします。

…… 休憩・午前10時30分 ……

…… 再開・午前10時31分 ……

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に、議事日程の追加が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議席の指定

○議長（伊藤茂明）

追加日程第1、指定第1号「議席の指定について」を議題といたします。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席の番号及び氏名を、事務局長に朗読させます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

それでは、議席番号及び氏名を朗読いたします。

1番 田久保浩通議員、2番 青木悦子議員、3番 笹生久男議員、4番 渡邊信廣議員、5番 小藤田一幸議員、6番 緒方 猛議員、7番 鈴木辰也議員、8番 黒川大司議員、9番 伊藤茂明議員、10番 笹生正己議員、11番 平島孝一郎議員、12番 三国幸次議員。

○議長（伊藤茂明）

ただいま、事務局長が朗読したとおり議席を指定いたします。

それでは、議員各位におかれましては、各自、議席札を立てていただきたいと思ます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤茂明）

追加日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

今臨時会会議録署名議員は鋸南町議会会議規則第120条の規定により、1番 田久保浩通君、12番 三国幸次君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（伊藤茂明）

追加日程第3「会期の決定」についてを議題といたします。

本臨時会の会期については、議案の内容からして本日1日とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤茂明）

追加日程第4 諸般の報告を行います。

議長としての報告事項を申し上げます。

今臨時会に説明要員として出席通知のありました者の職・氏名は別紙報告書で報告したとおりです。

町長から議案に対する提案理由の説明について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長 白石治和君。

〔町長 白石治和君 登壇〕

○町長（白石治和君）

先ほどの議長選挙におきましては、当選の栄に浴されました伊藤議員におかれましては、誠におめでとうございます。

挨拶で申し上げましたように、全力で町政に取り組んでまいりますので、伊藤議長さんの、御協力、御指導をお願いする次第でございます。

さて、本臨時議会に、町長として、御提案申し上げます議案は、6件でございます。

それぞれ、概略を申し上げます。

議案第1号「鋸南町監査委員の選任について」であります。地方自治法の規定により、議会議員から1名の監査委員の選任をお願いするものでございますが、その氏名につきましては、議案上程の折に申し上げますので、御了承をお願いをいたしたいと思います。

議案第2号及び議案第3号は、「鋸南町消防委員会委員の選任について」でございます。

が、鋸南町消防委員会条例の規定により、議会議員から2名の消防委員の選任をお願いするものでございますが、その氏名につきましては、議案上程の折に申し上げますので、御了承をお願いを申し上げます。

議案第4号から第6号は、「専決処分の承認を求めることについて」でございます。

議案第4号は、「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分でありまして、地方税法等の一部改正に伴う、税条例の改正について、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第5号は、「鋸南町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分でありまして、半島振興法の一部改正に伴う、本条例の改正について、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第6号は、「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分でありまして、国民健康保険法施行令の一部改正に伴う、本条例の改正について、本年3月31日に専決処分をいたしましたので、地方自治法の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げますが、詳細につきましては、担当課長をして、説明をいたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（伊藤茂明）

追加日程第5に入る前に、お願いをいたします。

お手元に配布されております議案等につきましては、議会議長の氏名が空欄となっておりますので「伊藤茂明」と記入願いたいと思います。

◎副議長の選挙

○議長（伊藤茂明）

追加日程第5 選挙第2号「副議長の選挙について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

選挙の方法は、投票と指名推選の方法がありますが、投票により行ないたいと思いま

す。

これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。よって選挙は投票で行います。

議場を閉鎖します。

[議場の閉鎖]

○議長（伊藤茂明）

ただいまの出席議員は、12名です。

次に、立会人を指名します。

議会会議規則第32条の第2項の規定によって、立会人に渡邊信廣君、鈴木辰也君を指名いたします。

投票用紙の配布をいたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。

[投票用紙の配布]

○議長（伊藤茂明）

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人、事務局長お願いします。

[立会人、事務局長により点検]

○議長（伊藤茂明）

異状なしと認めます。

これより投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

点呼を命じます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

それでは、点呼を行います。

1番 田久保浩通議員、2番 青木悦子議員、3番 笹生久男議員、4番 渡邊信廣議員、5番 小藤田一幸議員、7番 鈴木辰也議員、8番 黒川大司議員、9番 伊藤茂明議員、10番 笹生正己議員、11番 平島孝一郎議員、12番 三国幸次議員、6番 緒方 猛議員。

○議長（伊藤茂明）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより、開票を行います。

渡邊信廣君、鈴木辰也君、開票の立会いをお願いします。

○議長（伊藤茂明）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 12 票、有効投票数 12 票、無効投票数 0。

有効投票のうち、小藤田一幸君 8 票、黒川大司君 3 票、平島孝一郎君 1 票。

以上のとおりです。

○議長（伊藤茂明）

この選挙の法定得票数は 3 票です。

よって、小藤田一幸君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場の閉鎖解除〕

○議長（伊藤茂明）

ただいま、副議長に当選された小藤田一幸君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました小藤田一幸君に挨拶をお願いいたします。

演壇にてお願いいたします。

〔5 番 小藤田一幸君 登壇〕

○副議長（小藤田一幸君）

ただいま議員の皆様方の御推挙によりまして、議会副議長に選ばれましたことに対しまして任務の重大さを痛感しております。

微力ではありますが、伊藤議長の下、鋸南町議会の運営推進に最大限努力してまいりますので、なにとぞ皆様方の御支援・御鞭撻をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、お礼とお願いを申し上げて、就任の御挨拶に代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

副議長の挨拶が終わりました。

ここで、暫時休憩をします。

自席でお待ち下さい。

…… 休憩・午前 10 時 53 分 ……

…… 再開・午後 1 時 30 分 ……

◎ 鋸南町議会常任委員会委員の選任

○ 議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

なお、平島議員より欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は 11 名です。

追加日程第 6 選任第 1 号「鋸南町議会常任委員会委員の選任について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○ 議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○ 議長（伊藤茂明）

常任委員の選任につきましては、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長が指名いたします。

事務局長をして、発表いたさせます。

○ 議会事務局長（増田光俊君）

それでは、常任委員会の構成委員を発表いたします。

総務常任委員会に、田久保浩通議員、青木悦子議員、緒方 猛議員、伊藤茂明議員、笹生正己議員、三国幸次議員、以上 6 名でございます。

産業常任委員に笹生久男議員、渡邊信廣議員、小藤田一幸議員、鈴木辰也議員、黒川大司議員、平島孝一郎議員、以上 6 名でございます。

○ 議長（伊藤茂明）

ただいま、発表したとおり指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました以上の諸君を、それぞれ常任委員会委員に選任

することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により、各常任委員会で、委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

各常任委員会の開催場所を申し上げます。

総務常任委員会は委員会室、産業常任委員会は議場脇の小会議室にて、お願いいたします。

…… 休憩・午後 1時33分 ……
…… 再開・午後 1時50分 ……

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に各常任委員会において行われました正・副委員長、互選の結果の通知がありましたので、報告いたします。

総務常任委員会委員長に 緒方猛君、総務常任委員会副委員長に 笹生正己君、産業常任委員会委員長に 渡邊信廣君、産業常任委員会副委員長に 黒川大司君、が選ばれました。

以上のおりでございます。

よろしくお願いいたします。

◎鋸南町議会運営委員会委員の選任

○議長（伊藤茂明）

追加日程第7 選任第2号「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が指名いたします。

事務局長をして、発表いたさせます。

○議会事務局長（増田光俊君）

それでは、議会運営委員会の構成委員を発表いたします。

笹生久男議員、渡邊信廣議員、緒方猛議員、鈴木辰也議員、笹生正己議員、三国幸次議員、以上6名でございます。

○議長（伊藤茂明）

ただいま発表したとおり、指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をし、委員会条例第6条第2項の規定により、議会運営委員会で委員長及び副委員長の選任をしていただきます。

委員会室で、ただちに開催をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

…… 休憩・午後 1時54分 ……

…… 再開・午後 2時02分 ……

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において行われました正・副委員長互選の結果の通知がありましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に三国幸次君、議会運営委員会委員長に。

失礼しました。

副委員長に鈴木辰也君が選ばれました。

以上のとおりでございます。

○議長（伊藤茂明）

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議員総会を行います。委員会室にお集まりください。

…… 休憩・午後 2時04分 ……
…… 再開・午後 2時20分 ……

◎安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて、会議を再開いたします。

追加日程第8 選挙第3号「安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員選挙について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

渡邊信廣君を安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました渡邊信廣君が、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に決定されました。

ただいま、安房郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました渡邊信廣君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

◎鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（伊藤茂明）

追加議事日程第9 選挙第4号「鋸南地区環境衛生組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

青木悦子君、小藤田一幸君、笹生正己君、平島孝一郎君を鋸南地区環境衛生組合議会議員に指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました青木悦子君、小藤田一幸君、笹生正己君、平島孝一郎君が鋸南地区環境衛生組合議会議員に決定いたしました。

ただいま、鋸南地区環境衛生組合議会議員に当選されました青木悦子君、小藤田一幸君、笹生正己君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

平島孝一郎君は会議を欠席しておりますので、文書をもって当選の告知をいたします。

◎千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（伊藤茂明）

追加日程第10 選挙第5号「千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

追加日程。

失礼しました。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推薦により行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

私、伊藤茂明を、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に指名いたします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、伊藤茂明が、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

よろしく願いいたします。

ここで、暫時休憩をし、休憩中に「議員総会」を行いますので、委員会室にお集まりください。

…… 休憩・午後 2時26分 ……

…… 再開・午後 2時34分 ……

○議長（伊藤茂明）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

休憩中に、議案の差し替えがありました。

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

◎鋸南町農業委員会委員の推薦について

○議長（伊藤茂明）

追加日程第 11 推薦第 1 号「鋸南町農業委員会委員の推薦について」を議題といたします。

職員をして、議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

農業委員会委員の推薦の方法につきましては、議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、鋸南町農業委員会委員 1 名の推薦につきましては、議長から指名することといたします。

地方自治法第 117 条の規定により、渡邊信廣君の退席を求めます。

〔渡邊信廣君 退席〕

○議長（伊藤茂明）

鋸南町農業委員会委員に、渡邊信廣君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました、渡邊信廣君を鋸南町農業委員会委員に推薦す

ることに決定いたしました。

渡邊信廣君の入場を許可いたします。

〔渡邊信廣君 入場〕

○議長（伊藤茂明）

ただいま、鋸南町農業委員会委員に渡邊信廣君が推薦されましたので、告知をいたします。

暫時休憩をし、議案の差し替えをいたします。

…… 休憩・午後 2時36分 ……

…… 再開・午後 2時37分 ……

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて会議を再開します。

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

追加日程第12 議案第1号「鋸南町監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、三国幸次君の退席を求めます。

〔三国幸次君 退場〕

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君。

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第1号「鋸南町監査委員の選任について」御説明申し上げます。

監査委員につきましては、地方自治法第195条第2項の規定により、定数は2人と定められております。また、同法第196条第1項の規定により、2人のうち1人は議会議員のうちから選任されることとなっております。

鋸南町監査委員として選任することにつきまして、議会の御同意をお願いいたします方は、

住 所 鋸南町上佐久間 1376 番地 1

氏 名 三国 幸次

生年月日 昭和 22 年 1 月 2 日 でございます。

議員におかれましては、議員 5 期目であり鋸南町議会副議長を経験され、行政面に精通されております。

任期は、議会議員の任期であります、平成 31 年 4 月 29 日までであります。

以上で説明を終わりますが、議会の御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

本件は人事案件であります、質疑がありましたら発言願います。

○議長（伊藤茂明）

特に質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に、同意する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

三国幸次君の入場を許可いたします。

〔三国幸次君 入場〕

○議長（伊藤茂明）

ただいま、三国幸次君を鋸南町監査委員として同意することに決定されましたので、告知いたします。

三国幸次君から挨拶したき旨の申出がありますので、これを許可いたします。

〔三国幸次君 登壇〕

○9 番（三国幸次君）

ただいま監査委員選任の御同意をいただきまして心から感謝申し上げます。

もとより重大な職責であります。全力でがんばっていきたく思いますので、皆様の御指導御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、これで御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひします。
ありがとうございました。

○議長（伊藤茂明）

暫時休憩をし、議案の差し替えをいたします。

…… 休憩・午後 2時42分 ……

…… 再開・午後 2時44分 ……

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて、会議を再開します。

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

追加日程第13 議案第2号「鋸南町消防委員会委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田久保浩通君の退席を求めます。

〔田久保浩通君 退場〕

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第2号「鋸南町消防委員会委員の選任について」御説明いたします。

消防委員会委員につきましては、鋸南町消防委員会条例第4条第3項の規定により、委員の定数は町議会議員2人、学識経験者2人及び消防関係者4人の合計8人と定められています。また、同条例第5条の規定により、議会議員のうちから消防委員会委員に選任いたすことにつきまして、議会の議決をお願いいたします方は、

住 所 鋸南町中佐久間 875 番地 3

氏 名 田久保 浩通

生年月日 昭和30年1月19日 でございます。

以上で説明を終わりますが、議会の御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

本件は人事案件であります。質疑がありましたら発言願います。

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に、同意する諸君の挙手を求めます。

[挙手 全員]

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

田久保浩通君の入場を許可いたします。

[田久保浩通君 入場]

○議長（伊藤茂明）

ただいま、田久保浩通君を、鋸南町消防委員会委員として同意することに決定されましたので、告知いたします。

○議長（伊藤茂明）

暫時休憩をし、議案の差し替えをいたします。

……休憩・午後 2時47分 ……

……再開・午後 2時48分 ……

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて、会議を再開します。

議案の配布漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

追加日程第 14 議案第 3 号「鋸南町消防委員会委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、笹生久男君の退席を求めます。

〔笹生久男君 退場〕

○議長（伊藤茂明）

総務企画課長より議案の説明を求めます。

総務企画課長 菊間幸一君

〔総務企画課長 菊間幸一君 登壇〕

○総務企画課長（菊間幸一君）

議案第 3 号「鋸南町消防委員会委員の選任について」御説明いたします。

消防委員会委員につきましては、鋸南町消防委員会条例第 4 条第 3 項の規定により、委員の定数は町議会議員 2 人、学識経験者 2 人及び消防関係者 4 人の合計 8 人と定められています。また、同条例第 5 条の規定により、議会議員のうちから消防委員会委員に選任いたすことにつきまして、議会の議決をお願いいたします方は、

住 所 鋸南町吉浜 305 番地

氏 名 笹生 久男

生年月日 昭和 23 年 3 月 3 日 でございます。

以上で説明を終わりますが、議会の御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりました。

本件は人事案件であります。質疑がありましたら発言願います。

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（伊藤茂明）

これより採決を行います。

失礼、討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

本案に、同意する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

笹生久男君の入場を許可いたします。

〔笹生久男君 入場〕

○議長（伊藤茂明）

ただいま、笹生久男君を、鋸南町消防委員会委員として同意することに決定されたので、告知いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

追加日程第15 議案第4号「専決処分の承認を求めることについて（鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第4号「専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、「鋸南町税条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

地方税法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、鋸南町税条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは、法人住民税均等割の税区分の見直し、ふるさと納税の拡充及び手続きの簡素化、軽自動車税のグリーン化特例の導入などの車体課税の見直し等の税制上の措置等を規定しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表を御覧下さい。

1ページをお願いいたします。

第18条、均等割の税率につきましては、法律改正に併せ法人町民税均等割の税率適用区分に係る所要の整備を行うものでございます。

2ページをお願いいたします。

35 条「法人の町民税の申告納付」と次のページ 3 ページの第 36 条「法人の町民税に係る不足税額の納付の手續」につきましては、法人税法の改正に伴う所要の整備を行うものでございます。

附則第 4 条「宅地等に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例」から 5 ページの下段の附則第 5 条「農地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例」につきましては、法律改正に伴い、平成 24 年度から平成 26 年度まで講じられてきた負担調整措置の適用年度を延長しようとするものでございます。

6 ページをお願いします。

附則第 7 条「土地に対して課する平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義」、次の附則第 7 条の 2 「平成 25 年度または平成 26 年度における土地の価格の特例」と、下段になります附則第 9 条「特別土地保有税の課税の特例」につきましては、法律改正に伴い、それぞれ特例の適用年度を延長しようとするものでございます。

7 ページ中段をお願いします。

附則第 10 条の 2 「法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合」第 4 項、第 5 項につきましては、わがまち特例の割合を定める規定の創設に伴い、引用する規定の整備をしようとするものでございます。

下段の、附則第 13 条の 3 の 2 につきましては、法律改正に併せて、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン減税の適用期限を延長するものでございます。

8 ページをお願いします。

附則第 15 条「個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等」、次のページ 9 ページ、附則第 15 条の 2 につきましては、ふるさと納税の申告特例の規定を法律に併せて新設するものでございます。確定申告の不要な給与所得者等が、「ふるさと納税」を行う場合に、確定申告を行わず控除が受けられる規定を新設し、特例控除額の上限を所得割額の現行 1 割を 2 割に引き上げようとするものでございます。

10 ページをお願いします。

第 2 条による改正は、地方税法の改正に伴い、平成 26 年 6 月議会で改正をしました、施行前の条例を改正しようとするものでございます。

附則第 11 条「軽自動車税の税率の特例」1 項は、新規車検から 13 年を経過した環境負荷の大きい、3 輪以上の軽自動車等の経年車に対し標準税率の概ね 20% の重課の規定を定めようとするものでございます。

2 項から 4 項は一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じた、グリーン化特例の軽課の規定を法規定の新設に併せて、新設しようとするものでござい

ます。

2項は、電気自動車等に対して概ね75%の軽減をするものでございます。

3項は、平成32年度燃費基準プラス20%達成車に対し、概ね50%の軽減をするものでございます。

軽自動車の車両重量が856キロ以上から971キロ未満の場合で、リッター当たり28.5キロメートル以上が対象でございます。

次のページ11ページをお願いします。

4項は、平成32年度燃費基準達成車に対し、概ね25%の軽減をするものでございます。

3項と同様な車両重量の場合、リッター当たり23.7キロメートル以上が対象でございます。

2項から4項は、平成28年度分の軽自動車税に限り特例措置が適用されるものでございます。

12ページをお願いします。

第4条「軽自動車税に関する経過措置」、2項については、新条例に係る部分は、平成28年度分の軽自動車税に適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によるものでございます。

13ページをお願いします。

第3条による改正につきましては、地方税法の改正に伴い、26年12月議会で改正をしました施行前の条例を改正しようとするものでございます。

軽自動車の小型特殊自動車に係る適用の施行期日を平成27年4月1日から平成28年4月1日に施行期日を改正するものでございます。

恐れ入りますが新旧対照表の前の改正条文に戻っていただきまして、改正条文の前から5枚目をお願いします。

下段の、附則、第1条「施行期日」でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

次のページをお願いします。

第2条「町民税に関する経過措置」では、別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、個人の町民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人町民税について適用し平成26年度分までの個人の町民税は、なお従前の例によるものでございます。

第3条「固定資産税に関する経過措置」では別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中、固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

第4条「軽自動車税に関する経過措置」は新条例附則11条の規定は平成28年度分の軽自動車税に適用するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

追加日程第16 議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（鋸南町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第5号「専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、「鋸南町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

半島振興法の一部を改正する法律が、平成27年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、鋸南町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に

関する条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、3 月 31 日に専決処分をしたもので、同条第 3 項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは、法律の改正に併せて、有効期限を 10 年間延長しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表を御覧下さい。

1 ページをお願いいたします。

附則の第 2 項「失効」についてでございますが、平成 27 年 3 月 31 日限りでありましたが、法律の改正に併せ、引続き地域の振興を図るため、固定資産税の特例措置の有効期限を 10 年間延長し、平成 27 年。

失礼、平成 37 年 3 月 31 日にしようとするものでございます。

施行期日でございますが、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 多数〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

それでは、挙手多数ということで。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤茂明）

追加日程第17 議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長 福原傳夫君。

〔税務住民課長 福原傳夫君 登壇〕

○税務住民課長（福原傳夫君）

議案第6号「専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

専決処分の承認をお願いいたしますのは、「鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」でございます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月4日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、鋸南町国民健康保険条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日に専決処分をしたもので、同条第3項の規定により、議会の御承認をお願いするものでございます。

改正の主なものは、都道府県単位の共同事業の恒久化、保険料の負担の適正化を図るため、賦課限度額及び所得の少ない被保険者に対して課する保険料の算定に係る基準等を見直しするための所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

第8条「保険事業」につきましては、法改正に伴い、引用する規定の整備を行うものでございます。

第11条の3「一般被保険者に係る基礎賦課総額」につきましては、法改正により、医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業について財政運営の都道府県単位化と事業対象を全ての医療費に拡大するとともに、平成27年度から恒久化しようとするものでございます。

3ページをお願いします。

下段になります第15条の6「基礎賦課限度額」につきましては、次のページ4ページ上段をお願いします。

医療給付費分であります、基礎賦課限度額を現行の51万円を52万円に引き上げようとするものでございます。

第15条の6の9「後期高齢者支援金等賦課限度額」につきましては、後期高齢者医療制度に対する支援金等の賦課限度額を現行の16万円を17万円に引き上げようとするも

のでございます。

第 15 条の 12「介護納付金賦課限度額」につきましては、納付金の賦課限度額を現行の 14 万円を 16 万円に引き上げようとするものでございます。

第 20 条「保険料の減額」につきましては、第 1 項は、「減額して得た額が 51 万円を超える場合には 51 万円とする」を、それぞれ 52 万円に引き上げようとするものでございます。

第 1 項 2 号につきましては保険料軽減対象の拡大を図るため、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に乗すべき金額を 24 万 5,000 円から 26 万円に引き上げようとするものでございます。

次のページ、5 ページをお願いします。

3 号につきましては、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定における被保険者の数に乗すべき金額について、現行 45 万円を 47 万円に引き上げようとするものでございます。

6 ページをお願いします。

第 3 項、第 4 項につきましては、それぞれの賦課限度額の引き上げに伴い、準用する規定を改正しようとするものでございます。

最後に、附則として、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の鋸南町国民健康保険条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 26 年度分までの保険料については、なお従前の例によるものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤茂明）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

質疑がないようですので、質疑を終了します。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

討論がないようですので、討論を終了します。

これより採決を行います。

原案を承認する諸君の挙手を求めます。

〔挙手 全員〕

○議長（伊藤茂明）

挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで、暫時休憩をします。

なお、休憩中に「議員全員協議会」を開催しますので、議員各位は委員会室に御参集願います。

なお、執行部の皆さんは暫時休憩といたします。

……休憩・午後 3時14分 ……

……再開・午後 3時35分 ……

○議長（伊藤茂明）

休憩を解いて、会議を再開します。

ただいま、休憩中に議員全員協議会を開催し、各協議会、失礼。

各協議会等の委員が推薦、また、選任されましたので、報告いたします。

鋸南町国民健康保険運営協議会委員に田久保浩通君、鈴木辰也君、黒川大司君、以上3名の諸君が選出されました。

鋸南町環境審議会委員に、青木悦子君が選出されました。

鋸南町学校給食センター運営委員会委員に笹生久男君が選出されました。

◎追加議事日程

○議長（伊藤茂明）

休憩中に、追加議事日程〔第1号の追加2〕と閉会中の継続審査申出書の提出がされましたので、お手元に配布いたしました。

議案の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

配布漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

この際、これを日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、この際、閉会中の継続審査申出書を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について

○議長（伊藤茂明）

追加日程第 18 「議会運営委員会の閉会中の所掌事務の審査について」を議題といたします。

職員をして「閉会中の継続審査申出書」の朗読をいたさせます。

議会事務局長 増田光俊君。

○議会事務局長（増田光俊君）

〔朗 読〕

○議長（伊藤茂明）

会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しましたとおり、議会運営委員会委員長から、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、「閉会中の継続審査の申し出」がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定いたしました。

◎閉会の宣言

○議長（伊藤茂明）

以上で、本臨時会の会議に付議された議件は、全て終了いたしました。

よって、会議規則第 7 条の規定により、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤茂明）

異議なしと認めます。

よって、平成 27 年第 3 回鋸南町議会臨時会を閉会いたします。
御苦労様でした。

〔閉会のベルが鳴る〕

…………… 閉 会 ・ 午 後 3 時 3 9 分 ……………

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 2 7 年 6 月 5 日

臨 時 議 長 緒 方 猛

議 会 議 長 伊 藤 茂 明

署 名 議 員 田 久 保 浩 通

署 名 議 員 三 国 幸 次